

# 差別のない明るい人権尊重社会を目指して 8月は「差別を許さない市民運動推進強調月間」です

「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました

平成28年12月16日、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、現在もなお部落差別が存在し、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況が変化していることを踏まえ、部落差別の解消に関して国および地方公共団体の責務を明らかにし、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

本市では法律の趣旨を踏まえ、人権啓発、相談事業などを積極的に実施しています。

## 人権・同和問題地区別研修会の開催

全市民を対象に、差別の根本的解決に向けた研修会を行っています。この研修会は、人権・同和問題についての理解、さらには問題認識の再確認をする場として実施するものです。また、人権を尊重し、痛みの分かる人権の推進者を育てることも考え、継続して開催しています。

開催に当たっては、市内各地区の人権教育推進協議会、公民館、自治会などさまざまな団体



平成28年度行田市人権ポスター展優秀作品

の協力をいただいています。なお、各地域の研修期日などは、各地域公民館および自治会などに問い合わせください。

多くの皆さんに研修の主旨を理解してもらい、積極的に人権・同和問題地区別研修会へご参加くださいますようお願いいたします。

## 人権を守るために

いじめや虐待・差別・プライバシーの侵害など日常生活でお困りの方のために、人権擁護委員による相談窓口を開設しています。一人で悩まずに、気軽にご相談ください。(相談日時・会場は問い合わせください)

この他、人権リーフレットを配布したり、ホームページを活用したりするなど、憲法で保障された全ての人の人権が守られるよう、あらゆる機会を通じて啓発活動を行っています。

- みんなの人権 110番 ☎0570-0003-1110
  - 子どもの人権 110番 ☎0120-0007-1110
  - 女性の人権ホットライン ☎0570-0700-810
- ※いずれも月～金曜日午前8時30分～午後5時15分(祝日を除く)

▼問い合わせ 人権推進課人権同和对策担当(内線221)

## 行田創生RPGゲームアプリへの協賛事業者およびクーポン券の提供事業者を募集します

市では、行田市を一つの「世界」に見立てたスマートフォン用ロールプレイングゲームアプリを開発します。これは、ゲームを楽しみながら、史跡・施設・産業など行田ならではの恵まれた地域資源に触れていただくことで、広く市内外に行田の魅力を発信することを目的に行うものです。

さらに、実際に本市を訪れていただく仕組みとして、GPS機能を活用し、現実の史跡や施設とゲームをリンクさせることや、市内事業者の協力を募り、実際に使用できるクーポン券をゲーム内で配布することで市内での消費を促します。事業者は市内外問わずゲームを利用する方に広くPRすることができるため、新規顧客やリピーターの獲得につながります。

ついては、協賛事業者およびクーポン券の提供事業者を募集します。

### 協賛事業者

ゲーム内に実際の事業者名で出展することができます。

▶協賛金 一律30,000円

### クーポン券提供事業者

実際に使用できるクーポンをゲーム内で配布することができます。

▶応募条件 割引などのサービスを付けること  
【例】商品10%割引、1,000円以上購入で100円割引、飲み物1杯無料など

▶費用 無料



ゲームアプリのイメージ画面

いずれも

### ▶応募条件

- 市内で営業する店舗、事業者であること
- 市税などの滞納がないこと
- 公序良俗に反さない内容であること

▶申し込み 企画政策課で配布する申込書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法で同課へ提出してください。

【郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市企画政策課【FAX】553-1355【Eメール】kikakuseisaku@city.gyoda.lg.jp

▶募集期間 【協賛事業者】9月29日(金)まで【クーポン券提供事業者】随時受け付け

▶その他 申し込み後、市および委託事業者と支払いや登録などの手続きが必要となります。

▶問い合わせ 同課企画政策担当(内線309)

## 都市計画に関する説明公聴会を開催します

埼玉県および本市が決定する都市計画の変更原案について、市民の皆さんから意見をいただくため、次のとおり説明公聴会を開催します。

▶日時 8月18日(金)午後3時

▶場所 産業文化会館第2会議室

- ▶内容
- 「行田都市計画道路」の変更について
    - 3.4.6 昭和通線の一部区間の廃止
    - 3.4.7 行田北口通荒木線の一部区間の廃止
  - 他5路線
  - 「行田都市計画用途地域」の変更について
  - 「行田都市計画準防火地域」の変更について
  - 「行田都市計画特別用途地区」の変更について

▶対象 市内に住所を有する方または法人

### 都市計画の変更原案の閲覧

▶期間 8月3日(木)～17日(木)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

▶場所 都市計画課

▶その他 変更原案は、8月3日(木)から市ホームページでもご覧になれます。

▶問い合わせ 同課計画担当(内線5606)

## ルールとマナーを守って公園を利用しましょう

公園は、子どもから大人までさまざまな方が利用できる憩いの場所です。他の利用者に迷惑が掛からないよう、ルールとマナーを守って誰もが楽しく安心して利用できる公園にしましょう。

- 空き缶やペットボトル、弁当を食べた後の容器、たばこの吸殻などのごみは各自で持ち帰りましょう。
- 犬などペット同伴での利用の際はきちんとリードをつないで、ふん処理用のごみ袋を持ち歩くなどして、飼い主が責任を持って必ずふんを持ち帰りましょう。
- 遊具での危険な遊びはやめましょう。また、幼児が遊ぶとき保護者は、目を離さないように十分注意しましょう。
- 公園内での花火やたき火など、火気の使用は禁止です。
- 近隣住民の迷惑になりますので、駐車場内での暴走行為や夜遅くまで騒ぐのはやめましょう。
- 施設や樹木を大切にしましょう。

▶問い合わせ 都市計画課公園担当(内線5604)